

# 國民學校と幼稚園保育の實際 (二)

倉 橋 惣 三

まへおき

これは、昨年の夏の文部省主催の保育講習會で講述した「國民學校と國民幼稚園」の再説といつたものである。私はあの講述で、小學校が國民學校に刷新せられんとする前に當つて、就學前の問題も、それにつれて當然刷新せられるべきことを信じ、その總結論を國民幼稚園の名に托して廣く思考した。その大體の内容は、一、序説、二、國民學校概観、三、國民學校の教育方針、四、國民幼稚園、五、幼稚園と國民學校、六、幼兒教育者としての國民學校教科の研究、七、我國幼稚園の將來、八、幼兒保育者の責務、といつた風に、國民幼稚園の名で考へられなければならぬ各方面に、ひとわたり普く觸れて行つた。しかも、その主旨の中心は、日本の子どもは國民學校に入るを待つて、初めて、皇民教育が始められるべきものではない、といふことであつた。そして、その時豫示せられてゐた國民學校教育の本旨と國民學校の教育方針とに對應させて、從來の幼稚園の本質、方法、及び制度を検討しつゝ、その向ふべきところを論定しやうとしたのであつた。素より未だ精しきを盡してはゐなかつたけれども、爾來、國民幼稚園の名によつて、就學前教育の指針が語られること

の多くなつたのは、當然の發言が當然の同意を得たものといつてよからう。

ところで、いよ／＼本年四月、國民學校令が實施せられてから、幼稚園は果して、どういふ動きを見せてゐるであらうか。素よりそう早速に著しい動きを示し得るものではない。しかし、幼稚園實際家が此の點に持つ關心は極めて切急であつて、深く熟慮し、或は焦慮さへしてゐる。熱意を以て私達に意見をもちめる向きも尠なくない。私達としても亦、國民學校の未だ實施せられてゐなかつた昨年と、既に實施せられた後の今日と、幼稚園に向つて言はんとする點が、おのづから移るところなしとしない。そこで、本年の日本幼稚園協會主催の講習會では、焦點をぐつと保育の實際に引きよせて、所感を講述しようと思つたのであつた。偶々、本年度の全國的講習會の一般的休止の公牒により、親しく會員諸君と相語る機會を得られなくなつたので、誌上講習の形で、要旨を記述することゝした。昨年の主張的態度に比し、本年は、會員諸君と共に、眼を保育の實際に即けつゝ、じつくりと語りたいと希つてゐたのであつた。この記述も亦、その心でお聴き、否お讀み下さい。昨年の講習の筆記は「幼兒の教育」、その要約は文部時報昭和十五年に掲載。

## 第一、國民學校と幼稚園との教育本旨上の一貫性

### 一、その考へのもち方

大層長い題目であるが、これこそは、幼稚園が終始、基本觀念として、日々の實際の上でも、胸底から離してならぬ、一番大切な點である。國民學校があつたの精神を以て行はれるのは、日本の國民の教育だからであつて、その國民の教育たるや、學齡中だけのものではない。學齡後に於ても繼續するものであり、同様に、學齡前に於ても存するものである。學齡前は他の本旨で教育せられ、學齡に至つて急にその本旨が適用せられるといふことは、理に於てあり得ない。幼稚園が國民學校の教育本旨と同じ教育本旨で行はれねばならぬことを、國民學校への準備といつた言ひ方でいふのは、實際的にはさういふ結果になるが、本質的には適當な言ひ方でない。さういふ效果上の必要といふよりも、もつと、理論上の必然である。皇國の道に則つて、國民に練成するといふことは、國民學校だけの任務ではない。その基礎的な度や質に違ひはあつても、その目的に變りはない。それ以外の教育本旨は、日本の幼兒教育そのものとしてあり得ないのである。國民學校への連絡の爲さい

ふよりも、もつと深い理由からである。しかも、その結果が、國民學校の斯の教育に、正しき前提となることは言ふまでもない。又、この正しき前行なくしては、國民學校の此の本旨が充分實現せられ難いことも考へられる。たゞ、幼稚園が國民幼稚園としての精神に充實すべきことは、それをも含むそれ以上の理によるものであることを深思したい。それを一貫性と呼んだのである。この一貫性は、たゞに幼稚園ばかりではない。家庭に於て、先づ確乎して存する。日本の家庭教育は、一つに此の本旨で行はれるべきものである。そこに、國民學校と家庭との、縦にも横にもの一貫性が考へられる。而して、それは、日本の家庭の本來の特質から出ることであり、日本家庭教育の必然である。これに比して、幼稚園は教育の一つの施設であつて、種々なる動機から思ひ立たれ、従つて、その本旨とするところも各様であり得る。勿論、日本の幼稚園が、非日本の本旨で行はれ得ることは絶対にないが、その本旨をこの位強く、殊に眞に中心的のものとして確把するかは、日本の家庭が何んとして本來さうである必然さは差があるかも知れない。そこで、特に、此の一貫性の自覺が、今更必要でもあるのである。殊に、幼兒期といふ淡さに於て、尙且しつかりその一貫の本旨を見失はぬことを、怠らず留意する必要があるといへる。

## 二、一貫するもの

國民學校と幼稚園とは、當然一貫する教育であるが、その一貫する點は、くわしく考へれば何んであらうか。一貫をいつて、幼稚園の全面が國民學校と同一なるべしといふのではない。そこで此の題目にしても、教育本旨上の、特別にこゝわつて置いた。これはたゞ意味なく使つた言葉ではない。

國民學校と共に、幼稚園もその面目を一新しなければならぬといふ焦慮から、いろ／＼の新考案が工夫せられる結果、時としては相當過激、といふほぎでないにしても、多少度を越えた保育形態や、保育方法が採り用られる危険がないことはない。勿論、そうあつてこそ、その熱意が自己へも満足せられ、他へも徹底させられる譯であつて、その本意の存するところは敬意に値する。しかし、われ／＼が必須とする一貫性は、必ずしも形の上ではない。殊に極端に偏する特殊な形のみではない。それよりも、教育上の本旨、そのものである。その本旨は素より方法の上にはあらはれ来る。その本旨に基いて従來を改め、新規を探る必要は起る。たゞ、幼稚園を餘りに特定な形式に局限したり、一方的な方法にのみ重きを置いたりすることは、注意すべきである。國民學校の教育上の本旨は、國民學校令第一條に示されてゐる、皇國の道に則りて國民練成をなすこと

あるが、それは、教育の實際としては、決して狭いものではない。尊き皇國の道はもとより、日本國民の大國民性にしても、決して、文化の狹隘なる局限によつて顯現せられるものではなく、高遠と共に廣範なる文化財の包容によつて生々發展するものである。たゞ、従來の誤りは、徒に廣きを外に求めて、日本自身の文化價値の自識その活用が、往々にして充分でなかつた點である。自識が強くなく、活用が豊かでなかつたことである。従つて、その特色を具し表現する文化資料と實際方法との使用が足りなかつたことである。即ち、要約していへば、他を用ふることに偏して、己れを用ふることに少なかつたのが弊であつたので、他を用ふることにその少なかつたのが弊ではない。

いふに、またしても自由な態度をこり過ぎるやに聞えるかも知れないが、決してそうではない。一貫を教育上の本旨、そのものに求め、本旨の內面的意義を尊重するが故に、形の變改で事が完ふされたを考へる淺さを避けたいのである。そんな形の上だけで濟まさない程の深さを幼稚園教育の奥底に求めたいからである。

そこで、形でなく、必ずしも方法の上だけでなく、幼稚園そのものにいふ時、その本旨の一番の所在はどこであらうか。いふまでもなく、保母その人の保育精神の中である。保母が、その明確な日本保育精神に基いて、一切をそ

れに則らせ、究極の意圖を國民練成に置く時、その幼稚園は、必ずしも武家時代の幼稚園の如く、平安朝の幼稚園の如き態様でなくても、不動の日本國民幼稚園たり得るのである。教育令には目的を記されてゐる。それは、學校なり幼稚園なりの施設としての目的である。しかも、その目的が發動し完遂するものは、教育者その人々の精神である。その精神に生くる性格である。茲に於て、國民學校と國民幼稚園との一貫は、教育本旨上の一貫であり、兩方の國民教育者の性格上の一貫といふことになる。

### 三、一貫の内容

さてその一貫の内容は、もう更めて説くまでもないが、國民學校令第一條と、同施行規則第一章教則及び細則第一節總則第一條とに示されてゐるところに基いて考へらるべきである。

國民學校令第一條には

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的練成ヲ爲スヲ以テ目的トナス

とあり、施行規則には

國民學校ニ於テハ國民學校令第一條ノ旨趣ニ基キ左記事項ニ留意シテ兒童ヲ教育スベシ

一 教育ニ關スル勸語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ互リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ團體ニ對スル信念ヲ

深カラシムベシ

二 國民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ體得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニカムベシ

三 我國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及ビ世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ基キ大國民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ

とある。素よりこのまゝが、幼稚園教育の本旨とはいへないが、その國民教育として中心本旨はこの他にない。尙ほ文部省から示されてゐる解説要領は、この本旨を一層具體的に明かにしてゐる。

「この三項は國民學校教育の本旨を布衍したもので、國民學校に於ける教育の精神と内容を明かにし教育全般に互る重點を指示したものである。

教育の全般に互りて皇國の道を修練せしめることが、國民學校の要義であることは既に述べたる所によりて明らかなるが、特に團體に對する信念を深からしむることに其の中核をなす。而して、皇運扶翼の大精神も、没我奉公の至情も、一に皇國の道の修練と之による團體に對する鞏固な信念とを基礎とする。而も此の信念の涵養深化は、純真なる兒童の時代を以て最も適當とし、この時代に擧られたるこの信念は國民の一生を通じての世界觀の基調をなすものである」。(後略)

これは言ふまでもなく、國民學校の教育本旨であつて、このまゝ就學前に適用せられないかも知れないが、それは恐らく、徹底度に於ての差違であつて、教育本旨たるの質に於ては、同一の要求に何等の別は存しない。すなはち、これを、幼兒教育としての妥當性に於て正しく實現せしめてゆくことこそ、一貫の内容を盛るものである。殊にこの中には、「皇國ノ道ヲ修練セシメ」、「國體ニ對スル信念」、「普通ノ知識技能ヲ體得セシメ」、「大國民タルノ資質ヲ啓培スル」等の言葉がある。用語上いふ以上に、これらの言葉が用ゐられてゐる内の心が、よく考察せらるべきである。修練のところに理解をいつてない。信念のところに觀念をいつてない。體得のところに會得をいつてない。資質を啓培のところに教養を充實しなむいつてない。理解、觀念、會得、教養等であつたら、全く幼兒に適用せられない。修練、信念、體得、資質の啓培をいつても、その度合ひにいろ／＼あり得るが、いづれも幼兒期に於て可能の教育である。素より幼兒の教育は淡い。これに年長兒の教育の濃さを求むることは出来ない。しかし、淡いからさいつても、その本質は決して空虚であつてはならない。淡ければこそ眞に純に、其の本質が含有せられてゐなければならぬし、含有せられ得るのである。又幼兒教育は、その効果が形にあらはれて見られることはむづかしい。それを求める

ことは却つて危険な位である。しかしその芽はちやん／＼存し、その芽の伸びてゆく方向は、誤りなく指向せられてゐるべきである。茲に、前に引用した「……而も此の信念の涵養深化は、純眞なる兒童の時代を以て最も適當とし、この時代に養はれたるこの信念は國民の一生を通じての世界觀の基調をなすものである」といふ意味が確立する。世界觀の基調をいふは大層むづかしくも響くが、つまりは、自分の生活の感じ方、考へ方の方向がつかぬことであつて、その方向が、誤りなく國家的、國民的になることが、國民學校にその就學前の教育との共通の一貫の内容でなければならぬのである。

これは、多くの人々にまつては、餘りにも當り前すぎた話である。日本人が日本の子ぎもを教育するに、このほかの本旨があり得る筈はないのである。たゞ、前にも一寸言つた如く、何しろ幼兒期は極く淡いのである爲に、教育者の方の教育意識も、おのづから極く淡いものになつて、肝要な本旨を取り落すことがないとも限らない。又、幼兒教育の方法上の要諦を考へられてゐる心理的の條件が、それ自らに教育目的であるやうに考へられて、所謂教育上の自然主義、自由主義をいつた傾きに覆はれたりすることにも屢々起る。更に又、教育上の美的主義をいつた主張が、前面に溢れ漲つて、何よりも根基である國民的本旨が後ろ

へかくれたりすることも起る。殊に、幼稚園がフレールを中心にして、その説や著作をどこまでも經典視したりする風が、時に残つてゐて、日本の幼稚園が日本の爲に設けられてゐる本義が、國民學校の場合の如くには確固になつてゐないことも、時には無ししなかつたのである。幼稚園が日本の子どもを教育してゐることは、國民學校と一毫の差違もない。そこに、教育本旨上の一貫の内容は確乎として動かないのである。

## 第二、幼児教育法の特色

### 國民學校の教育方法

#### 一、從來の實狀

教育本旨の上に於ては、どこまでも國民教育としての一貫性であつて、どこからどこを考へるに、どこへどこをつけるに、どこかいふ性質の問題ではない。たゞ今日の動き方としては、國民學校の國民教育意識の高揚につれて、幼稚園でも反省し、再検討されて、その一貫性に違ふこともなく、愈ることもなきを期せなければならぬところであつた。そしてそれが極めて必要な考へ方なのである。ところで、問題を教育の方法の方に移して來るに、その考へてゆく順序が少し異つて來る。先づ極く卒直な言ひ

方をするならば、國民學校の教育方法の方が、幼稚園の教育方法へ近づいて來たといふことである。

從來の實狀では、小學校教育法と幼稚園教育法とは劃然たる相違に置かれてあつた。従つて子どもは、新入學の第一日から、所謂新入學の第一日から、幼稚園とは全然別個の原則の下に教育せられたのである。小學校の先生もそれを當然として強ひて疑はなかつた。家庭でもそういうものにして敢て疑はなかつた。子どもらは、生活の實際の上には恐るべき不自然を感じながらも、その不自然に所謂學校感を味はふことをつゝめたり、得意になつたりしてゐた。たゞ、幼稚園では、それを、甚だ惱ましい問題として困却してゐた。

この、幼稚園と小學校との教育方法原則の相違の結果、殊にその爲に考へられる學校側からの苦情に基いて、幼稚園と學校との連絡といふことが、しかつめらしう問題として取り立てられた。幼稚園と學校とは一連の教育道程である。隔てのない身うち一族である。その間に今更、連絡の工夫なき、まるで兄弟間の意志流通法といつた奇怪千萬な話であるが、それがいつも騒然と論じられた。又、論じられる必要が實狀に於ては存したのであつた。そして、その不連絡の攻撃は、いつも年下の方の幼稚園へ向けられたのであつた。たゞ近時になつて、小學校低學年の研究が進む

につれて、その教育方法はだん／＼幼稚園教育法の方に近づき來り、幼稚園ニ低學年を同一教育方法原則の下に結びつけようといふ試みさへ行はれるに至つてゐた。しかし、それは極く進歩的な、所謂新教育的主張であつて、一般にしては、小學校は小學校として、劃然たる岸壁の上から、幼稚園を眼下の對岸視してゐるのが普通なのである。

これは、われ／＼の久しく憂慮してゐたところである。何も、幼稚園の爲にさいふののではなく、小學校教育の爲に憂慮してゐたのである。さいふよりも、最も眞實には子ども達の爲に憂慮してゐたのである。そして、低學年教育法の改善を、それ自身の爲に(幼稚園との連絡をいふやうな)こゝでなく、永く主張し來つたのである。

國民學校の教育方法要旨は、この問題を原則的に解決して呉れた。低學年に限らず國民學校全體のこゝまゝして、方法上の顯著な刷新が與へられた。これは勿論、國民學校が幼稚園の方について來たさいふ譯ではない。いふまでもなく、教育方法上の正常さが、兩方の一致を見せしめた丈のこゝである。たゞ、若し、さつちが先きに此の原則を採つてゐたかといへば、幼稚園の方——幼稚園法にもいろいろあるであらうが、少くもわれらの幼稚園方法の方が先きであつた。但し、斯くいふこゝに於て、幼稚園の方が、教育方法の考究に於て進んでゐるならいふべきではない。

い。考究としては、小學校の方にも充分の先覺があつた。たゞ、それを實行するこゝに於て、幼稚園の方がらくであり、簡單でもあつたのである。

兎に角、幼稚園は、國民學校から、教育本旨上に活を入れられたと共に、國民學校の教育方法の新方針を手を拍つて歓迎したのである。

## 二、國民學校教育方法の方針

然らば、國民學校の教育方法の新しい特色はさう云うこゝであるか、國民學校令施行規則第一章第一節第一條に、前に教育本旨のこゝで引用した三項について、次の諸項が擧げてある。

四 心身ヲ一體トシテ教育シ、教授、訓練、養護ノ分離

ヲ避クベシ

五 各教科並ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相

互ノ關聯ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民練成ノ一途ニ期セシ

ムベシ

六 儀式、學校行事等ヲ重シ之ヲ教科ト併セ一體トシ

テ教育ノ實ヲ舉グルニカムベシ

七 家庭及ビ社會トノ聯絡ヲ緊密ニシ兒童ノ教育ヲ全カ

ラシムベシ

八 教育ヲ國民ノ生活ニ即シテ具體的實際的ナラシムベ

シ

九 兒童心身ノ發達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施スベシ

十 兒童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養フニカムベシ

これらの方針は、教育をして局部的や抽象的のものではなく、國民練成に歸著せしめることを中心要義としてゐるが、その教育方法上の特質としては、生活的及び具體的といふ二大特色に概括出来るものである。茲に一々詳説するまでもないが、その最も主なる項について見ても、心身を一體として、教授、訓練、養護を分離せしめないといふことは、子ぎもの全生活をそのまゝ對象とし、之れに分離的抽象にならない、どこまでも具體的な教育方法を適用してゆこうとしてゐるのである。儀式、學校行事等を重んじ之を教科と併せ一體として教育の實を擧げるといふのも、家庭及び社會との聯絡を緊密にするといふのも、又、大きく、教育を國民の生活に即して具體的實際的ならしむるといふのも、皆同じく、教育方法學的の言葉としては、生活主義、具體主義といはれるものである。而して、これは教育理論としては今更新方針とする迄もなく、極めて當り前のことのやうにも考へられるが、所謂學校式といはれる從來の方法に於ては、之れは反對の方法にあること久しく、方法的に進めば進む程、反對の方へ赴いた風があり、その弊は甚だ憂ふべきにも及んでゐた。國民學校は、それを、教育

方法の正しきに選らしめたもので、確に面目一新の斷行である。國民練成には、そうならなければならぬ。

### 三、幼兒教育法の特色

翻へつて幼兒教育法の特色を見るに、絶對的に、生活的、具體的である。この問題を茲に詳論するまでもないが、幼稚園に於て遊戯生活を主とし、又製作活動を重んじてゐるのも、つまりは、その生活性、具體性が尊重せられてゐるのである。幼稚園の方法の中にも、いろ／＼の方法的工夫が行はれて、時には此の肝心の特色から離れてゆく事もあるが、原則としての根本は常にこゝに存するのである。そして、なぜこゝでなければならぬかの理由に就ては、幼兒期の發達が未分化の程度にあるから分化的方法が用ゐられないのだといふ事實もあるが、更に、その全我渾一性そのものは陶冶を重視するといふ教育目的上の意義も大きいのである。一體、教育の方法が生活的全體性や具體性を失ふといふのは、教育の目的の高い方が内容の部分々々に分割せられ、その各々の部分に對して對象を區分せしめそれ／＼の對象に對して、方法が分岐せられるといふ順序を辿るのである。即ち、教育の徹底を部分に求めてゐるのであり、その部分的徹底を再び全體の徹底に融合させやうとは考へてゐるのであるが、それがむづかしい。その爲に、方法の分れるまゝに、教育が却つて、生活の全體性を破ることゝ



なる。憂ふべきはそこにあるので、生活主義が具體主義さかひ教育主張も、それに對して出るのである。こころが、教育が實用化せられることの迫つてゐる場合に於ては、その實用の方面々に役に立つ部分的發達が偏り重んぜられて、生活の全體性さいふやうなことが見落される。

又、教育が論理化せられることの高度の場合に於ては、その論理的構成の要素々に即し過ぎて來て、生活の具體性さいふものを見失つて仕舞つたりする。小學校がその弊に陥つたのもこの爲である。それに比して、幼稚園は、どこまでも、その子をその子として、全體的に發達させ、陶冶してゆく教育であり、その弊から遠ざかり得るし、教育目的の個々内容よりも、その子の今の生活の全體性さ具體性さに即して、生活の全體性さ具體性そのことの教育に専心し得るのである。

こゝにいふ譯で、われわれは、國民學校の教育方法上の方針は、豫て幼稚園方法の原理であつたさいふのである。また、小學校の低學年の方法は、幼稚園方法に做つて來なければならぬさ傲語(？)したりさへしたのである。

しかも、これはわれわれの主張する幼稚園方法の特色であつて、幼稚園界の實況としては、此の特色を理解せず、教育方法の工夫さいふ名の下に、折角の此の特色を破棄して所謂小學校型にしてゐるものも、稀さし得なかつた。而

して、それは、幼稚園方法としての本質的錯誤であると共に、學校の方法としても大きな誤謬であるのである。それが、今日の國民學校では劃然として刷新せられた。若し、幼稚園の方で錯誤をつゞけてゐるやうなことが假りにもあつたら、何んさも言ひやうもない失態である。更に、國民學校の方法は幼稚園方法の特色と同じになつて來たさいふ言葉を、その錯誤的幼稚園方法をも、こゝにして用ゐたりしたら、何んさも飛んでもない混亂である。

就ては、茲で一言添えて置きたいことは、國民學校の教育方法の方針、幼稚園の方法と同一原理の下に行はれるやうになつたことは、前に述べた如く、就學前教育と就學後教育の一聯の關係を滑かにする點で大に喜ばしいことであると共に、幼稚園として、此の特色の尊重と發揮が従前よりも一段と肝要になつたことである。前にも言つた如く、現に、此の特色に馳背してゐる幼稚園も無いのではないのであり、それは例外とするにしても、此點に於ける幼稚園の方の研究態度は、まだ充分さいへない。少くも、幼児の生活特色から離れないさいふ、いはゞ消極的態度にはあつても、生活の全體性さ具體性を、幼稚園の實際の上にもつこゝ充實させる積極的研究態度はまだ充分さいひ得ないかも知れない。その意味で、幼稚園の人々は、國民學校の研究に大に力を用ひなければならぬ。(つゞく)